



特養ホームでボールを使った運動に取り組む高齢者=東京都内

特養ホーム増設 基盤充実こそ必要

質問する高橋ちづ子議員=1日、衆院本会議

高橋議員が追及

1日の衆院本会議で日本共産党の高橋ちづ子議員は、医療・介護総合法案について安倍首相らの姿勢をただしました。

特養ホームへの入所を原則要介護3以上に限ることについて「入所を持っている52万人の3人に1人は『待機者』にさえなれない」と批判。「特養の抜本的増設、低所得高齢者の住宅問題の解決、地域での暮らしを支える多様な介護基盤の充実こそ必要」と述べました。

介護保険利用料の一部2割負担化についても「利用抑制が進む」として「利用料2倍化はきっぱりやめるべきだ」と迫りました。



さらに介護保険制度が始まって以来初めて利用料を現在の1割から2割と増やします。
(15年8月実施)
対象は「65歳以上で一定所得以上」。厚労省の想定は年収入280万円以上で、これは65歳以上の人の2割

特別養老人ホームへの入所対象は現在、要介護1〜5ですが、それを原則として要介

するものです。

また、新制度で特養

ホームに入所した後、

人ホームの優先入所

は、ほとんど要介護

要介護2以下に「改

善」した場合も、原則

として退所を迫られま

す。

所対象から事実上排除

するものです。

今でも特別養護老人

ホームの優先入所

は、ほとんど要介護

4、5です。要介護1、

2の方は、まず入れま

せん」

こう話すのは、東京

都葛飾区の特養ホーム

「葛飾やすらぎの郷」

の施設長、新井敦子さん

によると、「入所者の多くはア

パートを引き払い、戻

る家はありません。老

人福祉法の施設である

特養ホームには社会的

役割があります。要介

護度だけでなく、所

なども見るべきです」

新井敦子さん

保険利用料が2割負担に

特養入所17万人排除

所得追及で給付外し徹底

消費税増税が強行された1日、衆院で審議入りした医療・介護総合法案。医療では大規模な病床削減を進め、介護保険では負担増と給付減がじろ押しです。今回は介護について見てみます。

坂本健吾記者

介護についての改悪
の一つは、現在は介護
保険の給付対象となっ
ている「要支援」認定
者のサービスの大半を

認定者約150万人。
ヘルパーの訪問介
護とデイサービスを介
護保険の給付から外

外そう(原則2015年4月実施)ところです。厚生労働省も全国連
合議長会議で「おのず
と費用の伸びが抑制され
ていく」と説明しま
す。その内容は、「対象は「要支援」

市町村ごとにサービ
ス水準の格差が大きい
こと」で、給付を減ら
すこと」で、「地域支援事業」に移
すことに、事業単価は市町村

が決めるが、保険給付
以下に、利用料は介護
保険の1割負担以上
に。

市町村ごとにサービ
ス水準の格差が大きい
こと」で、「地域支援事業」に移
すことに、事業単価は市町村

が決めるが、保険給付
以下に、利用料は介護
保険の1割負担以上
に。

市町村ごとにサービ
ス水準の格差が大きい
こと」で、「地域支援事業」に移
すことに、事業単価は市町村

が決めるが、保険給付
以下に、利用料は介護
保険の1割負担以上
に。

市町村ごとにサービ
ス水準の格差が大きい
こと」で、「地域支援事業」に移
すことに、事業単価は市町村

介護 改悪 負担増

特養ホーム減

スラリ

費や居住費負担を軽くする給付があり、10人で「たんす預金も加えて申告」。(厚労省)3万人が利用しています。しかし法案は、「一過族・障害年金の定の資産がある人(単身で預貯金1000万円超)を給付対象から外します。(15年8月25日発表)」
(15年4月実施)特養ホームの待機者は、「地域支援事業」で、「地域支援事業」では、サービスの提供もボランティアやNPOなど専門職でない人に任せようとしています。

特養ホームは、「地域支援事業」に移すことに、事業単価は市町村

が決めるが、保険給付以下に、利用料は介護保険の1割負担以上に。